# 2021年度 弁理士 論文式試験 解答速報会

# 答 案 構 成

# 特許・実用新案

0 001312 205060
ML20506

## 問題Ⅰ　答案構成

設問１⑴について
１．国内優先権の趣旨について：包括的な特許権の取得
２．出願Ｂの発明イの出願日の扱いについて　→　出願Ａの時を基準に判断（41 条２項）
３．出願Ｂの発明イの拒絶理由について
⑴　29 条について：該当しない
⑵　29 条の２について：該当しない
⑶　39 条について：該当しない
設問１⑵について
１．出願Ｃの判断基準時について
⑴　出願Ｃ：当初明細書にイロハ、特許請求の範囲にイハが記載、出願日（Ｒ2.7.1）、出願Ｂの分割出願（44 条１項）
⑵　出願Ｂ：当初明細書及び特許請求の範囲にイロが記載
∴　出願Ｃのハは、出願Ｃの時点で新たに追加　→　分割の効果（44 条２項）なし
⑶　出願Ｃは現実の出願日で判断（Ｒ2.7.1）
２．出願Ｃの拒絶理由について
⑴　出願Ｄ：当初明細書にイロ、特許請求の範囲にロが記載、出願日（Ｒ1.7.1）、出願公開（Ｒ3.1.13）
①　39 条：先願Ｄは特許請求の範囲にロのみが記載　∴適用なし
②　29 条：出願Ｃの前にイが公知の事実なし　∴適用なし
③　29 条の２
・出願Ｃの日前に出願Ｄあり　・出願Ｄの当初明細書にイの記載あり
・出願Ｃ後に出願Ｄが出願公開　・出願人非同一　・発明者非同一
⑵　結論：出願Ｃのイは、出願Ｄとの関係において拒絶理由を有する
設問２⑴について
・19 条補正は、国際事務局に対して行う（PCT19 条⑴、PCT 規則 46.2）
・34 条補正は、国際予備審査機関に対して行う（PCT 規則 66.3）
・乙は、弁護士、弁理士その他の者であって、甲による国際出願がされた受理官庁としての日本国特許庁に対し業として手続をとる権能を有する者である必要がある（PCT49 条）。
設問２⑵について
・国際出願日における翻訳文ａの提出（184 条の４第１項）
→　原則、翻訳文ａが 36 条２項の特許請求の範囲とみなされる（184 条の６第２項）
その後に 19 条補正の翻訳文ｂを提出（184 条の４第６項）
→　翻訳文ｂが 36 条２項の特許請求の範囲とみなされる（184 条の６第３項）
34 条補正後の翻訳文ｃの提出（184 条の８第１項）
→　翻訳文ｃにより補正がされたものとみなされる（184 条の８第２項）
・結論：翻訳文ｂが特許請求の範囲とみなされる（184 条の６第３項）


無断複製・頒布を禁じます

# 問題Ⅱ　答案構成

設問１⑴について
１．新規性違反（29 条１項３号、123 条１項２号）
２．進歩性違反（29 条２項、123 条１項２号）
３．サポート要件違反（36 条４項１号、123 条１項４号）、実施可能要件違反（36 条６条１号、123 条１項４号）

設問１⑵①について
１．当該補正について、合理的な理由なし、甲の同意なし
　→　補正許可できない（131 条の２第２項柱書、同項２号、131 条の２第１項２号）

設問１⑵②について
１．職権証拠調べ（150 条）
　審判に関しては、刊行物Ｙについて、職権で、証拠調べをすることができる（150 条１項）
２．職権審理（153 条）
　審判においては、当事者が申し立てない理由である、Ｙに基づく 29 条１項３号の無効理由についても審理することができる（153 条１項）

設問２⑴について
・出願前に頒布された論文誌に記載されたイは、刊行物公知として無効理由を有する（29 条１項３号、123 条１項２号）。
・利害関係人である丙は（123 条２項）、別途無効審判を請求することができる（123 条１項）
・これによりイに係る特許を無効にできる（125 条）
・審判手続において審理判断された無効原因に関するものでない（メリヤス編機事件）

設問２⑵について
・審決取消訴訟の提起（178 条１項）、審決取消訴訟の要件（179 条等）
・審決取消（181 条１項）、差戻審理において（同条２項）、イに係る特許を無効にできる。
・Ｎに基づき当業者の出願当時の技術常識を認定し無効原因の存否の認定可（食品包装容器事件）

設問３⑴について
・具体的態様の明示（104 条の２本文）。ただし営業秘密であるため開示義務なし（同条但書）

設問３⑵について
１．生産方法の推定（104 条）
２．文書提出命令（105 条１項）
３．インカメラ審理（105 条２項・３項）
４．専門委員制度（105 条４項）
５．査証制度（105 条の２）
６．秘密保持命令（105 条の４）
７．当事者尋問等の公開停止（105 条の７）


無断複製・頒布を禁じます